

# TMDU苦情相談（労働条件相談・ハラスメント相談）フローチャート

## 職員等からの相談

外部窓口 (株)T-PEC

コンプライアンス課

苦情相談部・相談員

## 苦情相談部長

※相談者が大学へ報告されることに同意しない場合は、原則、報告しない。  
(本人が同意すれば匿名で報告)

(職員等) 労働事案等の労働条件相談

解決する場合

解決しない場合

学長

必要と認めた場合

労働条件相談に関する委員会

学長報告

部局長等に対して、対応措置、環境改善、指導に関する要請

## 学生等からの相談

学生支援室  
教員・カウンセラー

報告

コアメンバー

相談員指定

学生支援・保健管理機構相談員

(職員・学生等) ハラスメント相談

**教員人事担当理事** ※副学長等と連携して対応

ハラスメント調査委員会の設置必要有無、部局長対応相当か等判断し、事後対策の検討や、環境改善・関係者への指導の要請等を行う (※学長へ適宜報告)

委員会設置相当の場合

部局長対応相当の場合

ハラスメント調査委員会  
(事実関係の調査)

理事・副学長へ調査結果報告

※結果に応じて、懲戒委員会設立

## 終了・解決